

宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間延長について

① 延長の趣旨

(1) 第四次宜野湾市総合計画後期基本計画との整合

宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間 H27 年度～R1 年度。以下「総合戦略」という。）は、国の急速な少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけるため策定された。R1 年度は計画期間の最終年度にあたり、国からは切れ目なく改訂することが求められている。

一方で本市においては、市の総合的な振興・発展のための最上位計画である第四次宜野湾市総合計画前期基本計画（計画期間 H29 年度～令和 2 年度。以下「前期基本計画」という。）を策定しており、前期基本計画が令和 2 年度で終了するため、今年度は前期基本計画に対する市民意識調査及び行政内評価を実施し、次年度は令和 3 年度を始期とする第四次宜野湾市総合計画後期基本計画（計画期間 R3 年度～R6 年度。以下「後期基本計画」という。）の策定に取り組む予定である。

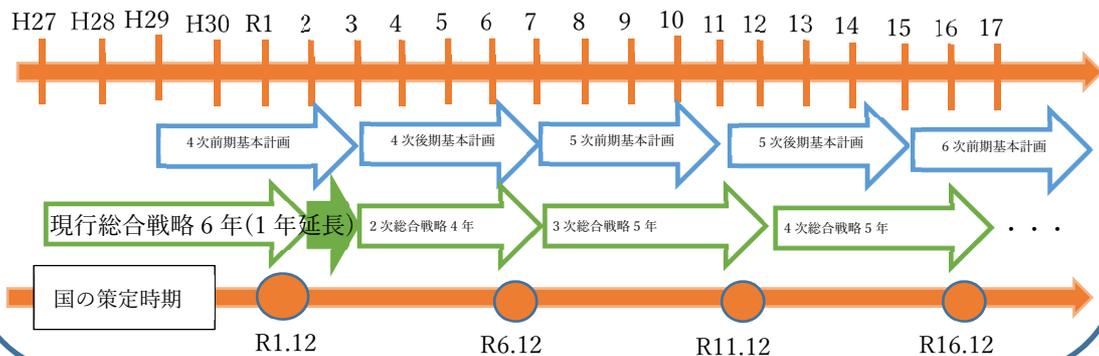
総合戦略と宜野湾市総合計画の目的は異なるものの、次期総合戦略は最上位計画である後期基本計画で位置付けられる施策と整合を図る中で、人口減少克服など地方創生の取組みが期待できる施策について位置付ける必要がある。

(2) 国及び県の次期総合戦略を勘案

市町村の総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条の規定により、国及び県の総合戦略を勘案し定めるように努めることとされている。ちなみに、国の次期総合戦略は令和元年 12 月ごろ、沖縄県については、令和 2 年 3 月末までに策定予定とされている。

次期総合戦略は、国の求める切れ目のない戦略の達成及び令和 3 年度からスタートする後期基本計画との整合並びに国及び県の次期総合戦略を勘案して策定に努めることが求められており、現行総合戦略の計画期間を 1 年間延長し、見直しを行うこととする。

計画期間延長のイメージ



(3) 計画期間の延長に関する内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の見解について

※内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の見解(抄)

地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情の応じた計画期間を設定することもやむを得ないと考える。

ただし、国及び県の総合戦略を勘案して定めるよう努めなければならない。

地方版総合戦略等の進捗状況等に関する Q&A の 4 より

② 延長する期間の数値目標・KPI の設定について

現行戦略で設定した数値目標・KPI については、基本的には方向性を引き継ぎつつ期間延長分の目標値を設定することを前提とするが、達成状況や効果を踏まえ必要に応じた改訂を行う。

③ 評価方法について

現行戦略の期間延長に伴い、6年目の評価は令和3年度に行うが、次期総合戦略の策定に反映させるため、現行戦略の総括は令和2年度に行うこととする。

④ 次期総合戦略の策定方針について

(1) 人口ビジョン・・・平成27年度に作成した宜野湾市人口ビジョンについて、国及び県のビジョンを踏まえ、最新の基礎データ等に基づき時点更新を行う。

(2) 次期総合戦略・・・国及び県の次期総合戦略を勘案するとともに、後期基本計画との整合を図り、人口ビジョンで示された市の将来の方向性を踏まえ、これから想定される人口減少への対策と、地方創生を図るための基本目標と具体的取組を定める。

(3) 総合計画と一体的に策定することに関する内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の見解

※内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の見解(抄)

総合計画等が地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画と総合戦略を1つものもとして策定することは可能。

ただし、国及び県の総合戦略を勘案して定めるよう努めなければならない。

地方版総合戦略等の進捗状況等に関する Q&A の 3 より